# 愛知県外来医療計画に係る医療機器の共同利用について

### 1 概要

本県では、国が示すガイドラインに基づき、令和2年3月に外来医療計画を策定(令和6年3月改定)し、医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等の情報を提供するとともに、共同利用を推進するためのプロセスを策定し、医療機器の効率的な活用に係る取組を推進することとしています。

この取組により、医療機関が対象医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を策定し、所管の保健所へ提出していただく必要があります。本取り扱いは令和3年4月1日から開始されており、令和7年1月1日から令和7年6月30日までに、2件の医療機関から「共同利用計画」の提出がありました。

### <対象医療機器>

CT、MRI、PET、放射線治療(リニアック、ガンマナイフ)、マンモグラフィー

#### <対象者>

上記対象医療機器を新たに設置(更新含む)する全ての病院、診療所(歯科を除く)

## 2 共同利用計画の提出のあった医療機関

医療機関名	所在地	対象機器	設置日	共同 利用	共同利用 の方法	理由(共同利用 を行わない場 合)
みよしうちだハート クリニック	みよし市	マルチスライスCT (16列以上64列未満)	R7. 1. 26	行わない	_	依頼がないため
医療法人社団以心会 中野胃腸病院	豊田市	マンモグラフィ	R7. 3. 24	行わない	_	連携先が近隣にないため